

たたらの里山再生特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年7月]

正
準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(4.8 + 4.0) / 2 = 4.4$

4.4

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

	評価指標	進捗度	評点
1	新たな雇用者数	217%	5
2	まちづくり活動に参画する市民の割合	91%	4
3	活動指標(1)木材生産量	122%	5
4	活動指標(2)里山放牧面積	100%	5
5	活動指標(3)コミュニティビジネス売上高	104%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値 $(5 \times 4 + 4 \times 1 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 5 = 4.8$

4.8

※1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
 (例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.0

正：平成26年3月末までに計画が認定された地区／準：平成26年3月末時点では計画が認定されていない地区

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii)の平均値 $(3.5+3.5+3.5)/3=3.5$

3.5

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置
(事項)

・森林法第34条の当該保安林の指定施業要件に係る伐採の特例措置
(概要)

・国との協議の結果、保安林の機能維持の必要性等が認められる場合に、指定施業要件に伐採の特例を設けることで、標準伐期齢未満の立木の伐採等が可能になることが確認できたことから、島根県と現行制度による取組の実現に向けた検討を行っているところ。

(規制所管府省(農林水産省)の評価(参考意見))

・特になし

(事項)

・農地法第3条第2項の農地取得に係る下限面積要件の緩和

(概要)

・国との協議の結果、農地取得時の下限面積を10a未満に設定することができる要件が明らかになったこと受け、平成24年11月20日の雲南市農業委員会総会において、空き家つきの農地については、下限面積を1aに引き下げる事が決定されたところ。

(規制所管府省(農林水産省)の評価(参考意見))

・下限面積の引下げによるU・Iターン者の定住及び農業参入を図る取組が進められていることは、協議結果を踏まえた成果と考えられるところ。

なお、昨年度と比べ実績が減っていることから、その要因を検証の上、引き続き、農地を含めた里山再生の実現に向けてU・Iターン者の定住及び農業参入を進めていただきたい。

専門家による評価の平均値

3.5

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

3.5

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

3.5

III 総合評価

(専門家所見(主なもの))

4.0

・地域協働の自主組織を設立し、多様な里山再生の取組を行っている点が評価される。また、成果も着実に積み重ねている。

・今後は放牧面積の着実な拡大とその関連事業の育成や、市民参画のハードルを下げ、体験的なものから運営参画まで、段階的に市民参画の機会を設け、誘うような参画の戦略づくりの充実を期待したい。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

4.0

評価結果

I、II及びIIIを平均して算出 $(4.4+3.5+4.0)/3=4.0$

4.0

(注)評価に係る評点の考え方については以下のとおり。

・評価は5～1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。